

2024年4月18日
ウェブ会議

地方公務員災害補償基金支部 労働側参与会議

全日本自治団体労働組合

次 第

- 13 : 30～13 : 35 本部あいさつ
- 13 : 35～14 : 00 本部提起
「公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題」
- 14 : 00～15 : 15 「地公災制度の問題点と労働者側参与の役割について」
自治労顧問弁護士 細川 潔
- 15 : 15～15 : 25 休憩
- 15 : 25～15 : 45 質疑応答および意見交換
- 15 : 45～16 : 00 細川先生まとめ・本部まとめ

目 次

1. 本部提起	
「公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題」	1
2. 講 演	
「地公災制度の問題点と労働者側参与の役割について」	7
3. 資料	
・自治労関係参与名簿	98

公務災害と地方公務員災害補償基金をめぐる動向と課題

1. 公務災害の認定状況

2022年度の公務災害の認定件数（通勤災害除く）を見ると総計2万9,662件と前年度より4,072件（15.9%）増加しました。

ア 職員の区分別内訳

（単位：件）

区分	受 理 件 数				認 定 件 数					
			割 合 (%)		公 務 上	公 務 外	合 計			
義務教育学校職員	(8)	6,478	(11.8)	21.0	(7)	6,230	(1)	84	(8)	6,314
義務教育学校職員 以外の教育職員	(4)	3,359	(5.9)	10.9	(4)	3,199	(4)	47	(8)	3,246
警 察 職 員	(9)	5,105	(13.2)	16.5	(5)	4,993	(2)	41	(7)	5,034
消 防 職 員	(7)	1,358	(10.3)	4.4	(3)	1,287	(2)	32	(5)	1,319
電気・ガス・水道 事 業 職 員	(3)	338	(4.4)	1.1	(3)	306	(1)	8	(4)	314
運 輸 事 業 職 員		165		0.5		144		9		153
清 掃 事 業 職 員	(1)	897	(1.5)	2.9	(1)	882	(1)	33	(2)	915
船 員		12		0.0		13				13
そ の 他 の 職 員	(36)	13,140	(52.9)	42.6	(12)	12,608	(15)	181	(27)	12,789
合 計	(68)	30,852	(100.0)	100.0	(35)	29,662	(26)	435	(61)	30,097

第1表 公務災害及び通勤災害該当の認定件数の推移

区 分		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		認 定 件 数		認 定 件 数		認 定 件 数		認 定 件 数		
		うち死亡事案		うち死亡事案		うち死亡事案		うち死亡事案		
義務教育学校職員	件数	9	5,304	3	5,520	6	5,656	6	5,631	
	割合	20.0%	18.1%	6.8%	18.7%	10.5%	19.3%	11.3%	20.2%	
義務教育学校職員 以外の教育職員	件数	4	3,531	4	3,439	11	3,553	6	3,332	
	割合	8.9%	12.0%	9.1%	11.6%	19.3%	12.1%	11.3%	12.0%	
警 察 職 員	件数	6	6,109	10	6,252	5	5,925	7	3,741	
	割合	13.3%	20.8%	22.7%	21.2%	8.8%	20.2%	13.2%	13.4%	
消 防 職 員	件数	6	1,450	10	1,413	6	1,426	9	1,313	
	割合	13.3%	4.9%	22.7%	4.8%	10.5%	4.9%	17.0%	4.7%	
電気・ガス・水道 事業 職 員	件数	2	414	2	374	4	372	-	401	
	割合	4.4%	1.4%	4.5%	1.3%	7.0%	1.3%	-	1.4%	
運 輸 事 業 職 員	件数	1	212	1	176	3	156	-	202	
	割合	2.2%	0.7%	2.3%	0.6%	5.3%	0.5%	-	0.7%	
清 掃 事 業 職 員	件数	-	1,183	2	1,080	-	936	2	1,094	
	割合	-	4.0%	4.5%	3.7%	-	3.2%	3.8%	3.9%	
船 員	件数	-	16	-	23	-	34	-	19	
	割合	-	0.1%	-	0.1%	-	0.1%	-	0.1%	
そ の 他 の 職 員	件数	17	11,138	12	11,255	22	11,302	23	12,105	
	割合	37.8%	37.9%	27.3%	38.1%	38.6%	38.5%	43.4%	43.5%	
合 計	件数	45	29,357	44	29,532	57	29,360	53	27,838	
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
内 訳	公務災害	件数	35	26,211	37	26,517	44	26,390	46	24,440
		割合	77.8%	89.3%	84.1%	89.8%	77.2%	89.9%	86.8%	87.8%
	通勤災害	件数	10	3,146	7	3,015	13	2,970	7	3,398
		割合	22.2%	10.7%	15.9%	10.2%	22.8%	10.1%	13.2%	12.2%

(単位:件)

区 分		令和3年度		令和4年度		対前年度増減				
		認 定 件 数		認 定 件 数		件 数		増 減 率		
		うち死亡事案		うち死亡事案		うち死亡事案		うち死亡事案		
義務教育学校職員	件数	9	6,405	8	6,764	△ 1	359	△ 11.1%	5.6%	
	割合	16.7%	21.9%	20.0%	20.3%					
義務教育学校職員 以外の教育職員	件数	5	3,548	5	3,598	0	50	0.0%	1.4%	
	割合	9.3%	12.2%	12.5%	10.8%					
警 察 職 員	件数	9	3,633	5	5,239	△ 4	1,606	△ 44.4%	44.2%	
	割合	16.7%	12.4%	12.5%	15.7%					
消 防 職 員	件数	7	1,411	3	1,410	△ 4	△ 1	△ 57.1%	△ 0.1%	
	割合	13.0%	4.8%	7.5%	4.2%					
電気・ガス・水道 事業 職 員	件数	2	367	3	405	1	38	50.0%	10.4%	
	割合	3.7%	1.3%	7.5%	1.2%					
運 輸 事 業 職 員	件数	-	194	-	187	-	△ 7	-	△ 3.6%	
	割合	-	0.7%	-	0.6%					
清 掃 事 業 職 員	件数	3	971	1	969	△ 2	△ 2	△ 66.7%	△ 0.2%	
	割合	5.6%	3.3%	2.5%	2.9%					
船 員	件数	-	15	-	14	-	△ 1	-	△ 6.7%	
	割合	-	0.1%	-	0.0%					
そ の 他 の 職 員	件数	19	12,642	15	14,691	△ 4	2,049	△ 21.1%	16.2%	
	割合	35.2%	43.3%	37.5%	44.1%					
合 計	件数	54	29,186	40	33,277	△ 14	4,091	△ 25.9%	14.0%	
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%					
内 訳	公務災害	件数	44	25,590	35	29,662	△ 9	4,072	△ 20.5%	15.9%
		割合	81.5%	87.7%	87.5%	89.1%				
	通勤災害	件数	10	3,596	5	3,615	△ 5	19	△ 50.0%	0.5%
		割合	18.5%	12.3%	12.5%	10.9%				

(注) 割合の合計は、端数処理のため一致しないことがある。

地方公務員等の過労死等の公務災害の補償状況については、脳・心臓疾患に関しては、2014年度以降の脳・心臓疾患の公務災害受理件数は、5年連続で増加し、2018年度は58件（前年度比3件増）となりましたが、2022年度は50件となっています。その一方で公務上認定は17件（34%（前年度55%））にとどまっています。

2021年9月に心・血管疾患及び脳血管疾患の公務災害の認定基準が改定され、①長時間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間外の負荷要因を総合評価すること、②長時間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因の見直し等が行われ、公務災害の請求件数は増加しているものの、認定にあたっては横ばいとなっています。

精神疾患等に関しては、2014年度以降の精神疾患等の公務災害受理件数は、増加傾向であり、2022年度に224件（前年度比31件増）となりましたが、2022年度の公務上認定は53件（23%（前年度34%））にとどまっています。

2023年9月に民間労働者を対象とした労働者災害補償保険制度において、心理的負荷による精神障害の認定基準が改正され、2024年2月には国家公務員について人事院が精神疾患等の公務上災害の認定指針を改正しました。これらを受けて2024年3月22日、地方公務員災害補償基金は精神疾患等認定基準を改正しました。主な改正内容は、①精神疾患の悪化の公務起因性が認められる要件の見直し、②精神疾患事案にかかる医学的知見の収集の合理化、③自殺案件にかかる医学的知見の収集の合理化、④業務負荷の分析表の記載内容の具体化となっており、今後どのような認定件数となるか注視する必要があります。

脳・心臓疾患の地方公務員の公務災害補償状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
脳・心臓疾患	受理件数	58	45	49	40	50
	認定件数	14	25	22	22	17

精神疾患等の地方公務員の公務災害補償状況

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
精神疾患等	受理件数	131	153	148	193	224
	認定件数	13	54	60	66	53

2. 基金による審査の問題点

地方公務員の災害補償制度は複雑なこともあり、組合員に周知されておらず、権利行使の機会を十分に保障されていません。とくに、当局が公務災害として認定申請を拒否する例もみられます。災害補償基金制度が当局の責任を追及する趣旨ではないことを理解し、積極的に協力を求めることが必要です。

地方公務員災害補償基金（以下、基金とします）の公務上業務認定基準はきわめて限定的で、とくに腰痛、頸肩腕障害、脳・心臓血管疾患、精神疾患や過労死については、被災者救済の立場が非常に弱いといえます。基金には「本部協議」という制度があり、脳・心

臓血管疾患などの循環器系障害や精神疾患による過労死については、必ず本部に協議することとされており、これらの認定率は非常に低率です。

さらに、頸肩腕障害や腰痛については、地方公務員災害補償基金支部（各都道府県に設置。以下基金支部とします）の判断が困難な事案は本部協議を行うこととなっていますが、やはり「本部協議」の結果、給食調理員や保育士などの頸肩腕障害や腰痛はなかなか公務災害と認められず、極めて少ない公務上認定しかありません。

私たちは、厚生労働省や基金等に対して、認定基準の緩和、拡大に取り組んでいかなければなりません。また、各県、政令指定都市におかれている基金支部に対しても、被災者救済の立場にたった認定業務を要求し、基金支部の窓口が被災者に申請・相談しやすいような対応、システムを求めていく必要があります。

職業性疾病の認定闘争は、非常に厳しい状況におかれています。過去「指曲がり症」の公務災害認定の取り組みなどを通じて、基金の姿勢を少しずつ改善させてきたという成果を踏まえて、綿密な調査と組合主導の交渉、基金支部や支部審査会民主化を通じて、さらに拡げていかなければなりません。

また、基金の公務上外の認定基準と、裁判所の判断基準にかい離が生じていることにも注目しなくてはなりません。過労死をめぐっては、基金の認定基準は「相当因果関係説」を取っており、業務がほかの原因に比べて相対的に有力な原因であると認められないと公務上と認定されません。しかし、判例・裁判例の中には、必ずしも公務遂行を相対的に有力な原因とする必要はなく、公務が精神的・肉体的に過重負荷となり、基礎疾病と共働原因となって死亡した場合には公務上の死亡として認める例も出ています。

3. 労働側参与の役割

基金支部が「公務外」と認定し、その決定に不服がある場合は、基金支部審査会に審査請求をすることになります。この審査会で「公務上」として認定させるためには、支部審査会での取り組みが重要となっています。参与として最も重要なのは、組合員（被災職員）の主張に寄り添いながら、慎重な審理を求めていくことです。

支部審査会で審査請求人の口頭意見陳述が行われる場合には、質問を通じて争点を整理し、明確にさせた上で支部審査会委員に公務災害認定を促すことが有効です。

現行認定基準は、業務遂行性と業務起因性が要件となっています。業務起因性は厳しい「相当因果関係」を必要としているため、業務と災害の因果関係を主張していくことが重要です。基金の専門員（医師）と主治医の意見がわかれることがあります。基金側は専門員の医学的見解を主張しますが、基金の専門員は提出されている診断書など書類上だけの判断でしかありません。参与としては、実際に診療している主治医の診断を優先し、尊重するよう審査会で主張していきます。参与としての意見書作成にあたっては、協力的な医師や弁護士との連携により、認定基準をクリアできるよう立証していくことが認定への近道となります。なお、基金本部の集計によると、2022年度の支部審査会での公務外認定に関する受付件数は88件で、うち脳疾患が3件、心臓2件、自殺が10件、精神疾患が29件

となっています。また、裁決件数は 82 件ですが、公務外認定の取消しは 8 件にとどまっています。

支部審査会は書類審理が原則となっているため、実際に職場で起こっている労働実態や問題点は、被災職員もしくは参加が意見しなければ、審査委員には伝わりません。参加は、実際に現場（職場）を訪問し、問題点を組合員とともに検証したり、資料収集や鑑定等を基金に促し、現場実態を浮上させることなどに取り組む必要があります。安全衛生管理体制がどうであったか、任命権者の義務や責任はどうかなどといった視点も取り入れた対策を進めます。近年では、基金の認定基準と裁判所の判断基準にかい離が生じているケースも見受けられます。例えば、うつ病による自殺については、基金では「公務外」とされたものでも、裁判によって「公務上」を勝ち取ったというケースが多くあることから、認定基準の改善と弾力的運用を求めていくことも参加の役割です。

地方公務員災害補償基金支部審査会における審査請求の処理状況について

処理状況 請求事由	令和4年度 受付件数	令和4年度処理件数						処 理 件 数 計
		取下げ	裁 決				裁 決 計	
			却 下	棄 却	一 部 取 消 し	取 消 し		
公 務 外 認 定	88	2	0	73	1	8	82	84
う ち 脳	3	0	0	2	0	0	2	2
う ち 心 臓	2	0	0	3	0	0	3	3
う ち 自 殺	10	0	0	5	0	0	5	5
う ち 精 神	29	0	0	26	0	2	28	28
通 勤 災 害 非 該 当	10	1	0	6	1	1	8	9
療 養 補 償 等 不 支 給	23	2	2	28	1	3	34	36
障 害 等 級 等	5	1	0	4	0	0	4	5
そ の 他	2	1	1	1	0	0	2	3
合 計	128	7	3	112	3	12	130	137

(注) 1 複数の傷病を併せて請求事由としているものについては、主たる傷病で計上している。

2 令和3年度以前に審査請求を受け付けて、令和3年度末現在において審理中の件数は142件となっている。

地方公務員災害補償基金審査会における再審査請求の処理状況について

処理状況 請求事由	令和4年度 受付件数	令和4年度 処理件数						処 理 件数計
		取下げ	裁 決				裁 決 計	
			却 下	棄 却	一 部 取 消 し	取 消 し		
公 務 外 認 定	25	1	1	20		2	23	24
う ち 脳	1							
う ち 心 臓	1			2			2	2
う ち 自 殺	1			1		1	2	2
う ち 精 神	15		1	7			8	8
通 勤 災 害 非 該 当	3			1			1	1
療 養 補 償 等 不 支 給	6			9		1	10	10
障 害 等 級 等	3			1			1	1
そ の 他	2		2	4			6	6
合 計	39	1	3	35		3	41	42

- (注) 1 複数の傷病を併せて請求事由としているものについては、主たる傷病で計上している。
 2 令和3年度以前に再審査請求を受け付けて、令和3年度末現在において審理中の件数は45件であった。

地公災制度の問題点と 労働側参与の役割について

7

2024. 04. 18

弁護士 細川 潔

自己紹介



2008年～ 弁護士

2011年～2016年中央大学法学部客員講師
(2016年～2023年同非常勤講師)

公務員の一般事件、労災(公務災害)事件、そ
の他

目次

- 公務災害認定件数等 5頁～
- 地方公務員災害補償制度 10頁～
- 地公災制度の問題点と労働者側参与の役割 50頁～
- 実践編(怪我の事案) 69頁～
- 実践編(精神疾患の自死事案) 75頁～

公務災害認定件数等

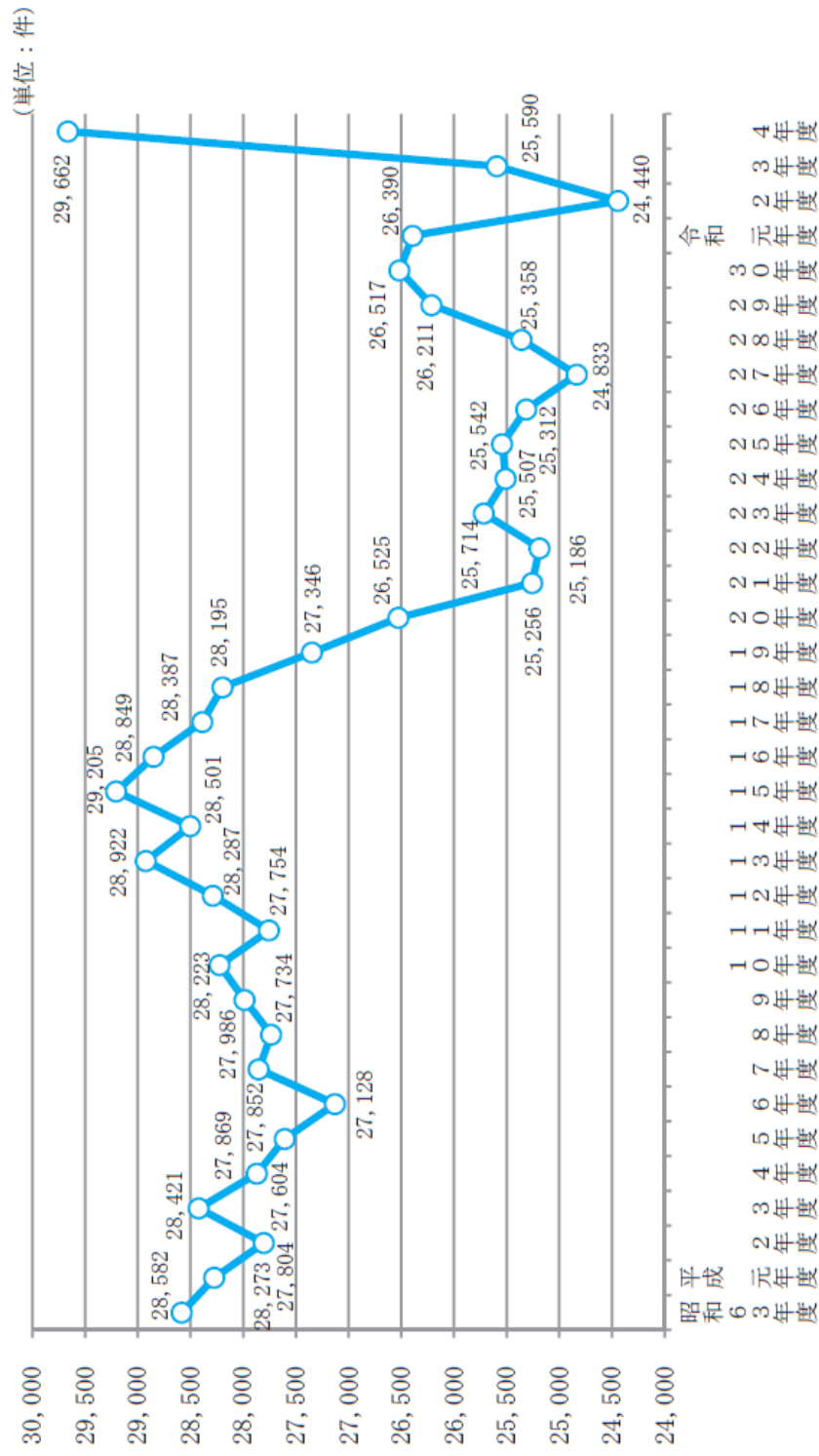
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より



公務災害認定件数等

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

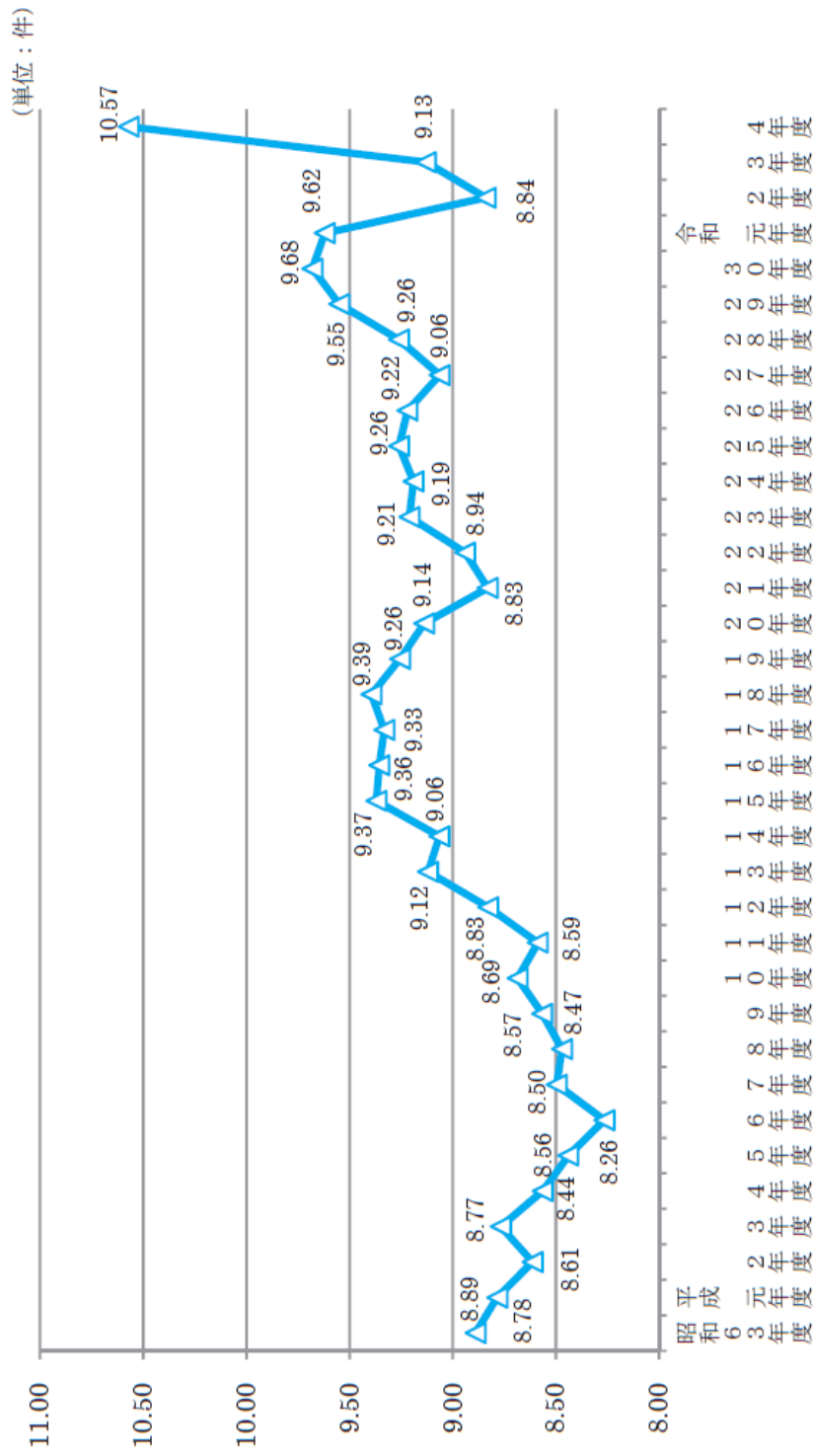
図1 公務災害認定件数の推移



公務災害認定件数等

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

図2 公務災害認定件数（千人率）の推移

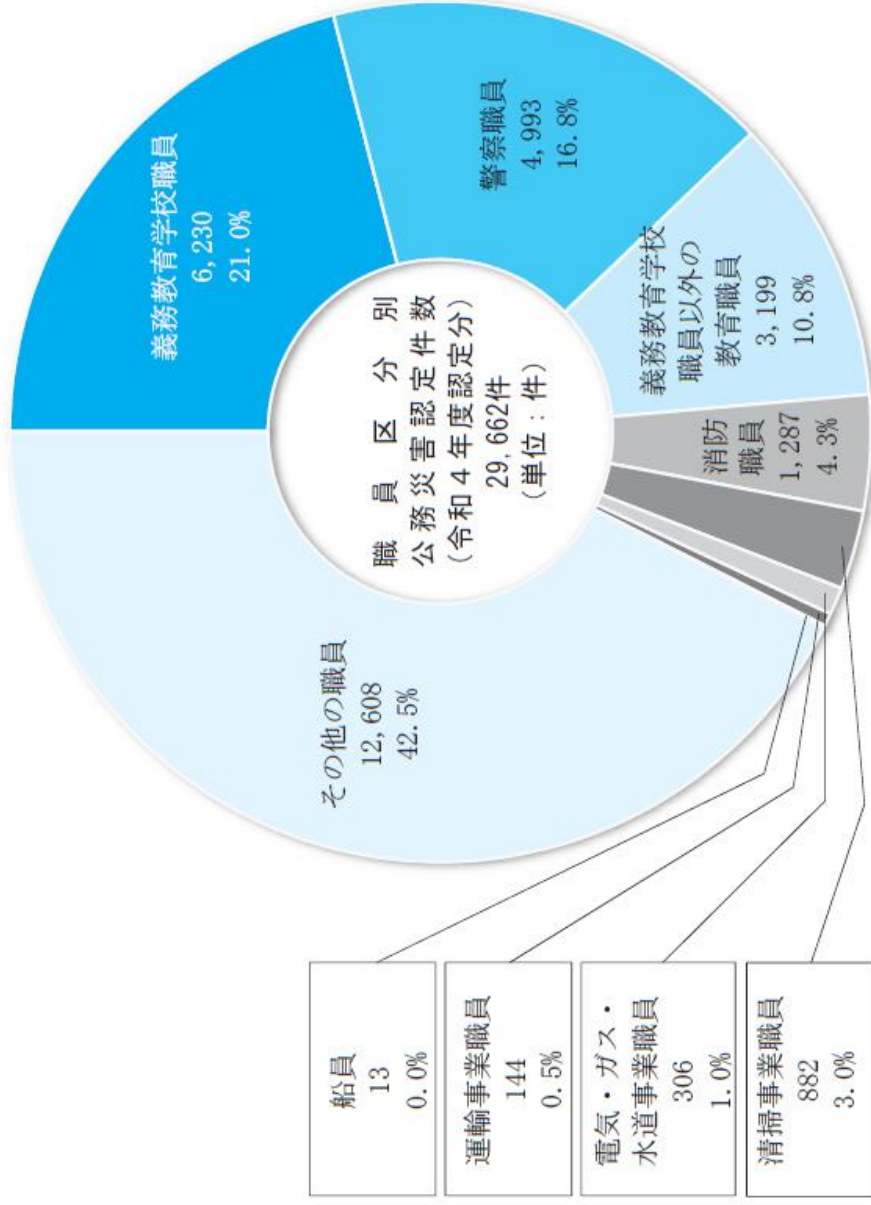


※千人率の基礎となる職員数は、総務省（旧自治省）「地方公務員給与の実態」各年版による（平成26年度までは教育長を含む。）。

公務災害認定件数等

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

図3 職員区別公務災害認定件数



公務災害認定件数等

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

図4 職員区別公務災害認定件数の推移



公務災害認定件数等

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会「公務災害の現況」
地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計の概要」より

(単位:件)

区分	令和3年度		令和4年度		対前年度増減		
	認定件数		認定件数		件数		
	うち死亡事案	割合	うち死亡事案	割合	うち死亡事案	増減率	
義務教育学校職員	件数	9	6,405	8	6,764	△ 1	△ 11.1%
	割合	16.7%	21.9%	20.0%	20.3%		5.6%
義務教育学校職員以外の教育職員	件数	5	3,548	5	3,598	0	0.0%
	割合	9.3%	12.2%	12.5%	10.8%		1.4%
警察職員	件数	9	3,633	5	5,239	△ 4	△ 44.4%
	割合	16.7%	12.4%	12.5%	15.7%		44.2%
消防職員	件数	7	1,411	3	1,410	△ 4	△ 57.1%
	割合	13.0%	4.8%	7.5%	4.2%		△ 0.1%
電気・ガス・水道事業職員	件数	2	367	3	405	1	50.0%
	割合	3.7%	1.3%	7.5%	1.2%		10.4%
運輸事業職員	件数	-	194	-	187	-	-
	割合	-	0.7%	-	0.6%		△ 3.6%
清掃事業職員	件数	3	971	1	969	△ 2	△ 66.7%
	割合	5.6%	3.3%	2.5%	2.9%		△ 0.2%
船員	件数	-	15	-	14	-	-
	割合	-	0.1%	-	0.0%		△ 6.7%
その他の職員	件数	19	12,642	15	14,691	△ 4	△ 21.1%
	割合	35.2%	43.3%	37.5%	44.1%		16.2%
合計	件数	54	29,186	40	33,277	△ 14	△ 25.9%
	割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		14.0%
内訳	件数	44	25,590	35	29,662	△ 9	△ 20.5%
	割合	81.5%	87.7%	87.5%	89.1%		15.9%
通勤災害	件数	10	3,596	5	3,615	△ 5	△ 50.0%
	割合	18.5%	12.3%	12.5%	10.9%		0.5%

(注) 割合の合計は、端数処理のため一致しないことがある。

公務災害認定件数等

平成28年度は、公務災害認定件数は、前年度に比べて10.0%増加した。また、公務災害認定事由は、前年度に比べて10.0%増加した。

第1表 9 職種別公務災害の認定事由別等件数

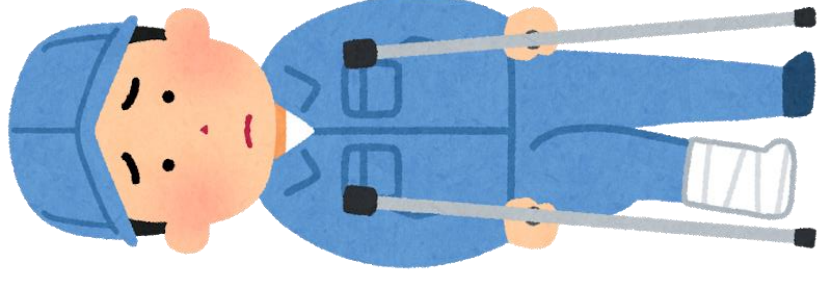
負傷・疾病の区分	負傷					場合					
	自己の職務遂行中(件)	訓練中(件)	担当外の職務遂行中(件)	出張又は赴任中(件)	出退勤途上(公務上のもの)(件)	レクリエーション参加(件)	設備の不全又は管理上の不注意(件)	職務遂行に伴う怨恨(件)	その他(件)	合計(件)	割合(%)
職員の区分											
義務教育学校職員	5647	5		(1)	38	2	13		13	(1)	(10.0)
義務教育学校職員以外の教育職員	2825	1	1	166	20	1	2		6	3022	23.5
警察職員	(1)	1373	3	(1)	(1)	11	1	1	21	(3)	(30.0)
消防職員	(1)			280	43	2				4775	18.7
電気・ガス・水道事業職員	778	160	11	80	33	2			2	(1)	(10.0)
運輸事業職員	191			78	5	1			1	(1)	(10.0)
清掃事業職員	117							1		276	1.1
船員	691			1	11	1				131	0.5
その他の職員	11			39	3					733	2.9
合計	8377	14	2	990	110	31	7		19	9550	37.4
割合	(4)	1553	17	(3)	(3)	49	23	2	63	(10)	(100.0)
	21679			1913	263	0.2	0.1	0.0	0.2	25562	100.0
	(40.0)			(30.0)	(30.0)					(100.0)	
	84.8	6.1	0.1	7.5	1.0					100.0	
										(28.6)	
										86.2	

公務災害認定件数等

平成28年度から平成30年度までの3年間の公務災害認定件数等について、その概要を公表する。

負傷・疾病の区分	疾病の場 合										死亡		総計	割合			
	第1号 公務上 の負傷 による 疾病	第2号		第8号		第9号		第10号				合計			割合		
		第7号	うち 脳疾患	うち 心疾患	精神 疾患	呼吸器 疾患	肝臓 疾患	胸腹部 臓器疾 患(肝臓 疾患除 く)	食中毒	腰痛	その他公務起因性の明らかな疾病						
											皮膚病					眼疾患	耳疾患
(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(%)		
職員等の区分	(1)	(1)	(2)	(2)										(6)	(24.0)	(7)	(20.0)
義務教育学校職員	106	2	3	8	2									234	5.7	6230	21.0
義務教育学校職員 以外の教育職員	60	(2)	3	6										(4)	(16.0)	(4)	(11.4)
警察職員	45	52	1	4	5	1	1	2						(2)	(8.0)	(5)	(14.3)
消防職員	45	(1)	45	(1)	4	4								(2)	(8.0)	(3)	(8.6)
電気・ガス・水道 事業職員	14	(1)	4	1										(2)	(8.0)	(3)	(8.6)
運輸事業職員	9	1		1										30	0.7	306	1.0
清掃事業職員	49	22												(1)	(4.0)	(1)	(2.9)
船員														149	3.6	882	3.0
その他の職員	(1)	(1)	(1)	(2)	366	40								(8)	(32.0)	(12)	(34.3)
合計	178	1375	6	27	366	40	1	9						3058	74.6	12608	42.5
割合	(2)	(4)	(5)	(8)	(1)	2	2	21						(25)	(100.0)	(35)	(100.0)
	506	1535	11	51	377	41	2							4100	100.0	29662	100.0
	(8.0)	(16.0)	(20.0)	(32.0)	(4.0)	1.0	0.0	5.1						(100.0)			
	12.3	37.4	0.3	1.2	9.2	1.0	0.0							100.0			
														(71.4)		(0.0)	(100.0)
														13.8		0.0	100.0

地方公務員災害補償制度



地方公務員災害補償制度

目的

地公災法1条参照

地方公務員が、公務上の災害（負傷、疾病又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、当該職員又はその遺族に対して補償を行い、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与すること

地方公務員災害補償制度

規定(地公法)

45条1項

「職員が公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にか
23
かり、若しくは公務に因る負傷若しくは疾病により死亡
し、若しくは障害の状態と…なつた場合においてその
者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因
によって受ける損害は、補償されなければならない。」

＜公務遂行性と公務起因性＞

地方公務員災害補償制度

45条2項

「前項の規定による補償の迅速かつ公正な実施を確保するため必要な補償に関する制度が実施されなければならない。」

3項

「前項の補償に関する制度には、次に掲げる事項が定められなければならない。

- 職員の公務上の負傷又は疾病に対する必要な療養又は療養の費用の負担に関する事項

地方公務員災害補償制度

- 二 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する療養の期間……におけるその職員の所得の喪失に対する補償に関する事項
- 三 職員の公務上の負傷又は疾病に起因して、永久に、又は長期に所得能力を害された場合におけるその職員の受ける損害に対する補償に関する事項

地方公務員災害補償制度

四 職員の公務上の負傷又は疾病に起因する死亡の場合におけるその遺族又は職員の死亡の当時その収入によって生計を維持した者の受ける損害に対する補償に関する事項」

4項

26

「第二項の補償に関する制度は、法律によって定めるものとし、当該制度については、国の制度との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。」

補償に関する制度 ⇒ 地方公務員災害補償制度
法律 ⇒ 地方公務員災害補償法

地方公務員災害補償制度

特色

(損害賠償請求との違い)

- ① 無過失責任
- ② 身体的損害のみ(物的損害、精神的損害は含まず)
- ③ 予め定められた基準に従い定型的な内容で補償の給付
- ④ 原則として、損害の全額ではなくその一定割合分を補填

地方公務員災害補償制度

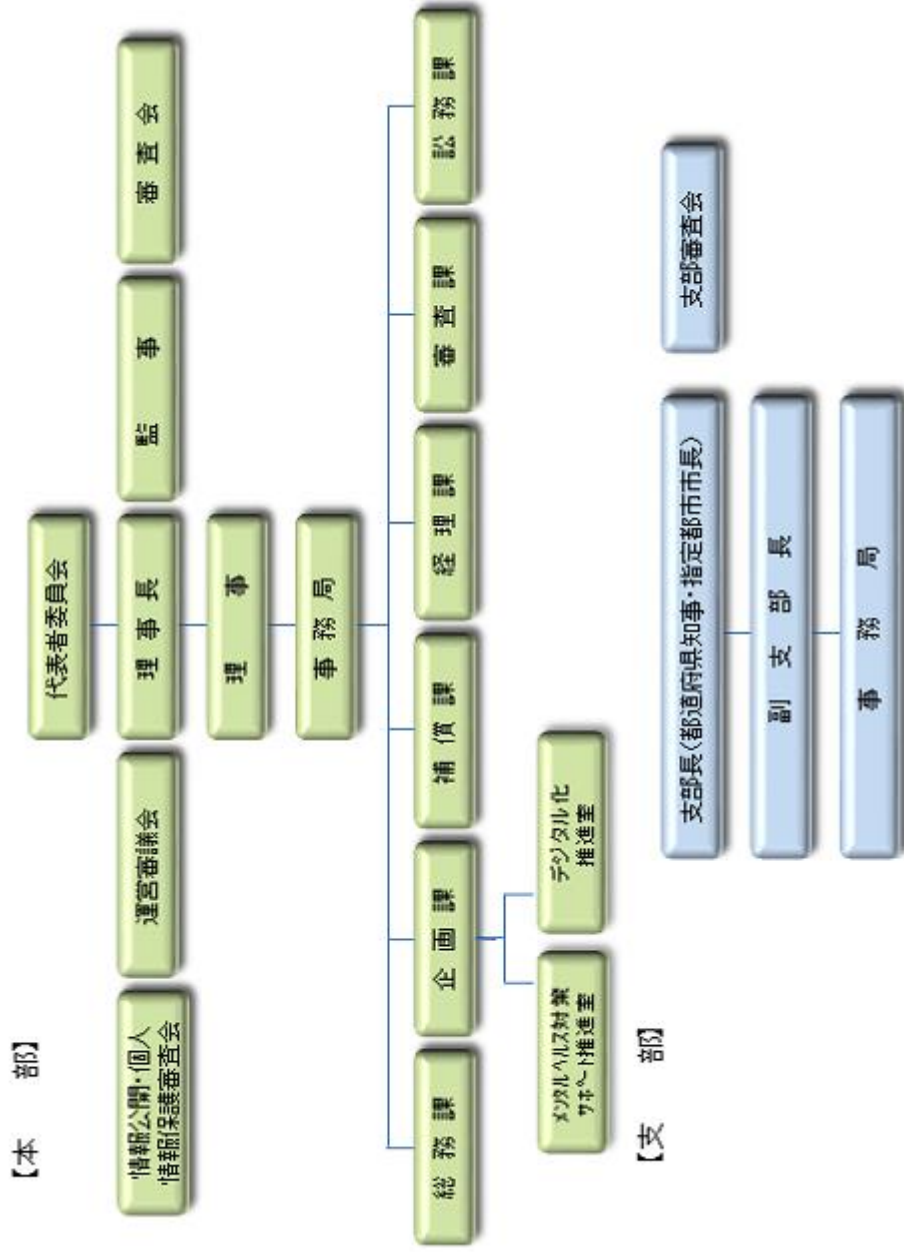
地公災基金

3条

「職員についてこの法律(・・・)に定める補償を実施し、並びに公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員(・・・)の社会復帰の促進、被災職員及びその遺族の援護、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行うため、**地方公務員災害補償基金**(・・・)を設置する。」

地方公務員災害補償制度

基金の組織図



地方公務員災害補償制度

補償

24条1項

「基金は、この章(注:第3章)に規定する補償の事由が生じた場合に、この法律に定めるところにより、補償を受けらるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、補償を行う。」

24条2項

「基金は、定款の定めるところにより、従たる事務所の長に補償を行なわせることができる。」

定款22条

「支部長は、業務規程で定めるところにより、当該支部の所管に属する地方公共団体等の職員に係る第20条の業務を行う。」

業務規程4条2項

公務又は通勤により生じた災害であるかどうかの認定に関する事項など

地方公務員災害補償制度

補償の種類と請求主義

25条1項

「基金の行う補償の種類は、次に掲げるものとする。」

→①療養補償、②休業補償、③傷病補償年金、④障害補償
（障害補償年金、障害補償一時金）、⑤介護補償、⑥遺族補償
（遺族補償年金、遺族補償一時金）、⑦葬祭補償

31

25条2項

「前項各号（第3号を除く。）に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う」

補償の具体的内容は26条以下

地方公務員災害補償制度

補償の一覧

名称	補償事由	補償内容
療養補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合	必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。療養の範囲は次のとおりである(療養上相当と認められるものに限る。) (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (6) 移送
休業補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務できない場合、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を支給する。ただし、傷病補償年金を受ける者又は刑事施設等に拘束若しくは収容されている者には行わない。
傷病補償年金	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後1年6か月を経過しても治らず、その障害の程度が地方公務員災害補償法施行規則(以下「則」という。)別表第二に定める傷病等級に該当する場合	第1級から第3級までの障害の状態に応じ、年金を支給する。
障害補償	公務又は通勤により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき別表第三に定める程度の障害が残った場合	障害の程度により、第1級から第7級までは年金を、8級から第14級までは一時金を支給する。

地方公務員災害補償制度

<p>介護補償</p>	<p>傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、総務省令で定める程度の障害を有し、常時又は随時介護を受けている場合</p>	<p>常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を、当該介護を受けている期間(病院等に入院している間又は身体障害者療護施設等に入所している間を除く。)支給する。</p>
<p>遺族補償</p>	<p>公務又は通勤により死亡した場合</p>	<p>(1) 遺族補償年金 配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹(ただし、妻以外の者については18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの又は60歳以上のもの(一定の障害の状態にあるものを除く。))で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたものに対し、年金を支給する。</p> <p>(2) 遺族補償一時金 A (1)に掲げる要件に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹等に対し、一時金を支給する。</p> <p>B 遺族補償年金の受給権者の受給権が消滅し、他に同年金を受けることができる者がいないときは、Aの場合に支給される一時金の額をまず算定し、その額から、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額を控除して残額があれば、これを一時金としてAの者に支給する。</p>
<p>葬祭補償</p>	<p>公務又は通勤により死亡した場合</p>	<p>遺族等であって社会通念上葬祭を行うとみられる者(現実に葬祭を行った者があるときは、その者)に対し、315,000円に平均給与額の30日分に相当する額を加えた金額(この額が平均給与額の60日分に相当する金額に満たないときは、平均給与額の60日分に相当する金額)を支給する。</p>

地方公務員災害補償制度

障害補償年金 差額一時金	障害補償年金の受給権者が死亡した場合 合	障害補償年金の受給権者が死亡した場合において、既に支給した年金及び前払一時金の額の合計額が一定の額に満たないときはその遺族に対し、その差額を支給する。
障害補償年金 前払一時金	障害補償年金の受給権者が申し出た場合 合	障害補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
遺族補償年金 前払一時金	遺族補償年金の受給権者が申し出た場合 合	遺族補償年金の受給権者が申し出たときは、以後その者が受けることができる年金の一部を前払一時金として支給する。
(船員の特例) 予後補償	傷病が治ったとき勤務できない場合 で、給与を受けないとき	1日につき平均給与額の60%に相当する金額を、治った日の翌日から、勤務することができない期間(1月を超えるときは、1月間)支給する。ただし、刑事施設等に拘禁又は収容されている者には行わない。
(船員の特例) 行方不明補償	船員が公務上行方不明になった場合	行方不明になったとき、その船員の被扶養者に行方不明の日の翌日から、その行方不明の期間(3月を超えるときは、3月間)1日につき平均給与額の100%に相当する金額を支給する。ただし、当該期間が1月に満たない場合は行わない。

地方公務員災害補償制度

福祉事業・・・47条

47条1項

「基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。」

47条2項

「基金は、職員の福祉の増進を図るため、公務上の災害の防止に関する活動に対する援助その他の公務上の災害を防止するために必要な事業を行うように努めなければならない。」



地方公務員災害補償制度

福祉事業の一覧

種類	内容
外科後処置	地方公務員災害補償法施行規則(以下「則」という。)別表第三に定める程度の障害が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術等の処置が必要であると認められるもの等に対して診察、薬剤又は治療材料の支給等の外科後処置を行う。
補装具の支給	則別表第三に定める程度の障害が存する者に対し、義肢、義眼、補聴器、車いす等の補装具の支給を行う。
リハビリテーション	則別表第三に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の処置が必要であると認められるものに対して機能訓練等のリハビリテーションを行う。
アフターケア	傷病が治癒した者のうち、外傷による脳の器質的損傷等一定の障害を有するものに対し、円滑な社会生活を営ませるために、一定範囲の処置を行う。
休業援護金	休業による給与減等を補うものとして休業援護金を支給する。
在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害等級第3級以上の障害補償年金の受給権者のうち、居宅において介護を要する者に対し、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、又は介護等の供与に必要な費用を支給する。
奨学援護金	年金たる補償の受給権者等の学資を支弁を援護するものとして奨学援護金を支給する。
就労保育援護金	就業している年金たる補償の受給権者の保育費用を援護するものとして就労保育援護金を支給する。
傷病特別支給金	傷病補償年金の受給権者に対し、見舞金の趣旨で傷病等級の区分に応じて傷病特別支給金を支給する。
障害特別支給金	障害補償の受給権者に対し、見舞金の趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別支給金を支給する。

地方公務員災害補償制度

遺族特別支給金	遺族補償の受給権者に対し、弔慰・見舞金の趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別支給金を支給する。
障害特別援護金	障害補償の受給権者に対し、生活を援護する趣旨で障害等級の区分に応じて障害特別援護金を支給する。
遺族特別援護金	遺族補償の受給権者に対し、一時的出費を援護する趣旨で受給権者の区分に応じて遺族特別援護金を支給する。
傷病特別給付金	傷病補償年金の受給権者に対し、期末手当等の特別給を給付内容に反映させる趣旨で傷病特別給付金を年金として支給する。
障害特別給付金	障害補償年金の受給権者に対し年金、障害補償一時金の受給権者に対し一時金として障害特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)
遺族特別給付金	遺族補償年金の受給権者に対し年金、遺族補償一時金の受給権者に対し一時金として遺族特別給付金を支給する(趣旨は傷病特別給付金に同じ。)
障害差額特別給付金	障害補償年金差額一時金を受けることとなった者等に対し、失権による遺族補償一時金により支給される特別給付金との均衡を考慮し、一時金として障害差額特別給付金を支給する。
長期家族介護者援護金	傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者(せき髄その他神経系統の機能若しくは精神又は胸腹部臓器の著しい障害により、常に介護を要する者に限る。)が当該年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合(その死亡が公務上の災害又は通勤による災害と認められる場合を除く。)に、一定の要件を満たす遺族に対し、一時金として100万円を支給する。

地方公務員災害補償制度

補償の手続・・・45条

1項

基金は、この章の規定による補償(・・・)を受けようとする者から**補償の請求を受けたとき**は、その補償の請求の原因である災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを**速やかに認定し**、その結果を当該請求をした者及び当該災害を受けた職員**の任命権者に通知**しなければならぬ。

2項

基金は、前項の規定による認定をするに当たっては、災害を受けた職員の**任命権者の意見**をきかなければならぬ。

3項

基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受け取るべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならぬ。
(なお福祉事業についても、各種補償の請求に準じて、被災職員等からの申請に基づき給付が行われる)

地方公務員災害補償制度

(「補償実施の手引」より)

- ① 被災職員又はその遺族等は、**任命権者を經由して**、支部長に対し各種補償(傷病補償(傷病補償年金を除く。)**の請求を行う**(療養補償を受けようとする者にあっては、当該災害が公務災害又は通勤災害であることの認定を求めるとともに当該補償の請求を行う。)**※**公務災害認定請求書の欄外の注意事項
- ② **任命権者は、当該災害の認定に関して意見を付し、提出されたこれらの請求書の記載内容を点検し、所要の証明等を行い支部長に送付する。**

地方公務員災害補償制度

- ③ 支部長は、当該災害が公務又は通勤により生じたものか否かを速やかに認定し、各種補償の決定者及び任命権者に通知する(療養補償を受けようとする者に対しては、補償の決定通知の前に認定の通知をする。)
- ④ 公務災害又は通勤災害と認定した災害に係る各種補償の請求に対しては、それぞれ法の定めるところに従い、現物給付又は金銭給付の形で補償を実施する。

地方公務員災害補償制度

様式第1号

(第10次改正・一部、第17次改正・一部、第18次改正・一部、第30次改正・一部、第33次改正・一部、第39次改正・一部、第45次改正・一部、第46次改正・一部、第50次改正・一部)

公務員災害認定請求書

		*認定番号	
請求年月日		年 月 日	
地方公務員災害補償基金.....支部長.....殿		(〒 -)	
請求者の住所			
下記の災害については、公務により生じたものであることの認定を請求します。		氏名..... ふりがな..... 被災職員との続柄..... 所属部局・課・係名(電話番号)	
所属団体名			
1 被災職員に関する事項		共済組合員証・健康保険組合員証記号番号 第 号	
氏名		ふりがな 年 月 日生 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
職名		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	
災害発生の日時		年 月 日 (曜日) 前 時 分 後	
災害発生の場所			
傷病名			
傷病の部位及びその程度			

* 受理 (受理した年月日)		所属部局		任命権者		基金支部	
年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
* 通知		年 月 日		* 認定		<input type="checkbox"/> 公務上 <input type="checkbox"/> 公務外	

【注意事項】
 1 請求者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
 2 「職名」の欄には、職員が災害を受けた当時の職名を、例えは自動運転助手、車掌、守衛、主事、技師、警備員、職員、用務員、治安官、防犯士など記入すること。別紙用紙を用いること。
 3 「1」の災害発生の状況は、又は、*印の任命権者の意見の欄に記入すること。別紙用紙を用いること。
 4 任命権者の意見の記入を定めること。
 *印は、*印の所属部局の長の証明が困難である場合は、地方公務員災害補償基金に相談すること。

地方公務員災害補償制度

様式第3号 (第2次改正・全部、第25次改正・一部、第26次改正・一部、第40次改正・一部、第50次改正・一部)

公務員災害認定通知書

..... 殿	年 月 日
地方公務員災害補償基金	支部長 印
公務災害の認定について	
年 月 日付けをもって認定請求のあった下記の災害については、地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査の結果、公務.....の災害と認定したので、通知します。	
被災職員の所属団体及び所属部署名	記
被災職員の氏名
認定番号
災害発生年月日	年 月 日
傷病名
理 由

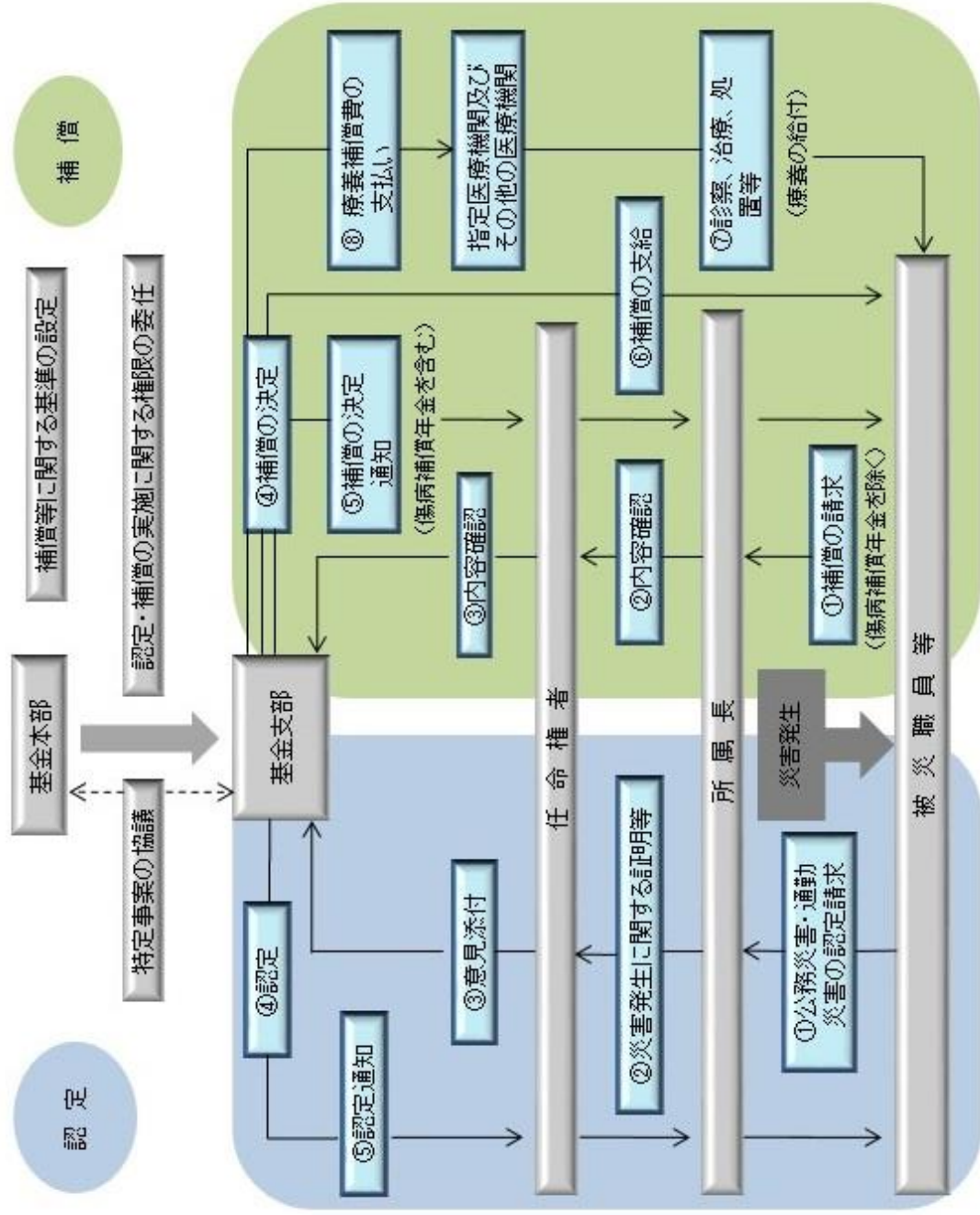
地方公務員災害補償制度

(続) 次

- 1 支部審査会への審査請求
この決定（以下「本件処分」といいます。）に不服がある場合には、本件処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に地方公務員災害補償基金（以下「支部審査会」といいます。）に対して審査請求をすることができます。
なお、地方公務員災害補償基金を被告とした本件処分の取消しの訴え（下記3）は、審査請求の前置規定（地方公務員災害補償法第56条）により、審査請求に対する支部審査会の裁決を経た後でなければ提起できません。
- 2 審査会への再審査請求
(1) 審査請求に対する支部審査会の裁決に不服がある場合には、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に地方公務員災害補償基金審査会（以下「審査会」といいます。）に対して再審査請求をすることができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
(2) 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときは、裁決を経ずに審査会に対して再審査請求をすることができません。
- 3 本件処分に対する取消訴訟
(1) 本件処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求（上記1）に対する支部審査会の裁決を経た後に、地方公務員災害補償基金を被告として（基金を代表する者は地方公務員災害補償基金理事長です。）、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
(2) 次のいずれかに該当するときは、支部審査会の裁決を経ないで本件処分の取消しの訴えを提起することができます。
① 上記1の審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
② 本件処分、本件処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他支部審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
(3) 審査会に対して再審査請求（上記2）をした場合には、その裁決を経る前又はその裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、地方公務員災害補償基金を被告として、本件処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、その裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

地方公務員災害補償制度

■ 認定・補償の流れ



地方公務員災害補償制度

不服申立て…51条

2項

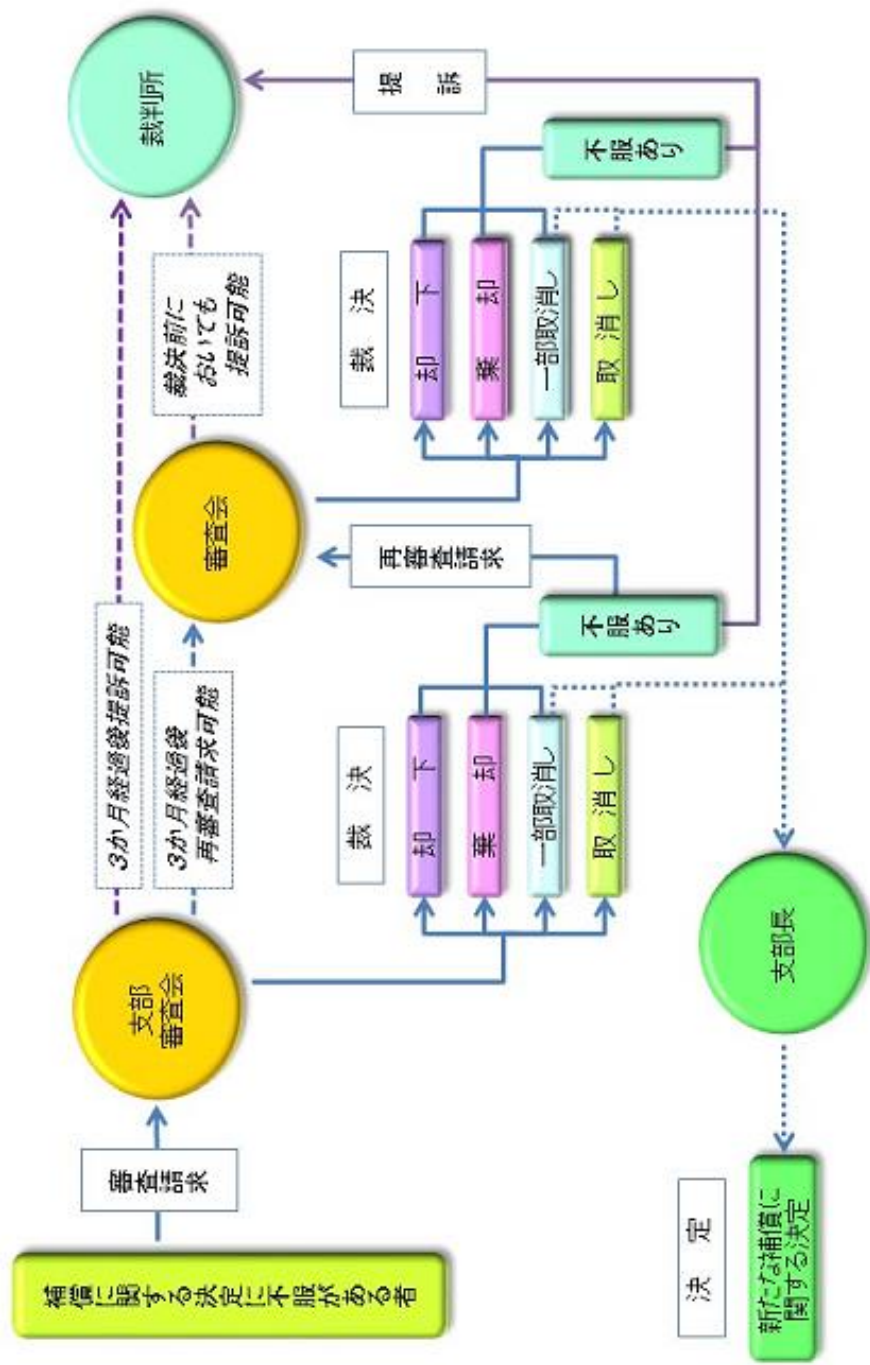
「基金の従たる事務所の長が行う補償に関する**決定**に**不服がある者**は、地方公務員災害補償基金**支部審査会(…)**に対して**審査請求をし、その裁決に不服がある者**は、更に審査会に対して再審査請求をすることができ。」

3項

「前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して**三箇月を経過しても審査請求についての裁決がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみなすことができる。**」

地方公務員災害補償制度

■不服申立の流れ



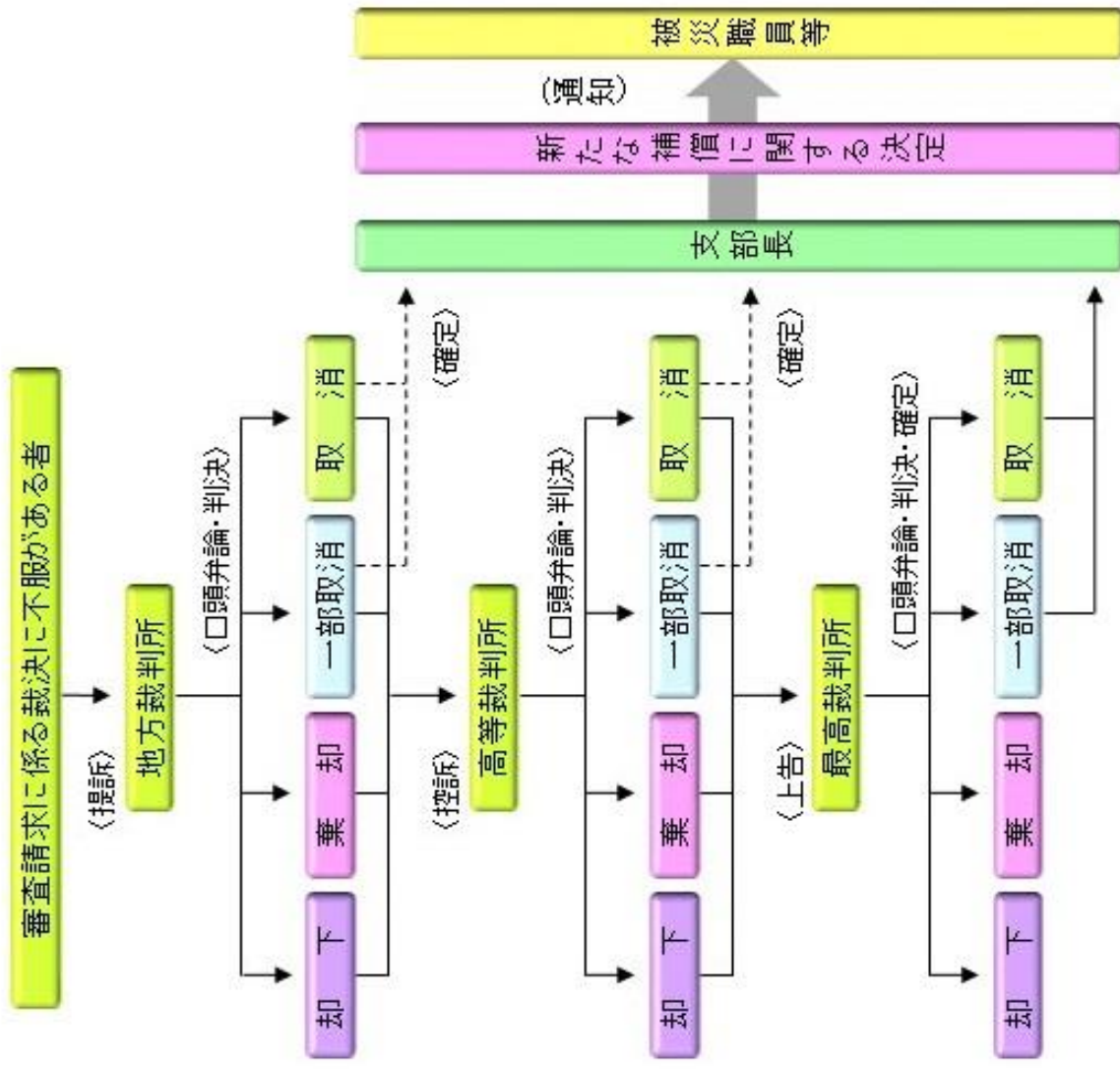
地方公務員災害補償制度

不服申立前置主義・・・56条

「第51条第1項又は第2項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する審査会又は支部審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。」

- ① 専門性・技術性
- ② 補償内容の統一 & 裁判所の負担軽減
- ③ 中立性～職員の権利保護

地方公務員災害補償制度



地方公務員災害補償制度

支部審査会の構成・参加の位置づけ

52条(審査会及び支部審査会)

「**基金の主たる事務所**に審査会を、**従たる事務所**に**支部審査会**を置く。」

55条(支部審査会の組織及び運営)

1項「支部審査会は、**委員3人**をもつて組織する。」

2項「**委員は、学識経験を有する者のうちから**従たる事務所の長が委嘱する。」

3項「第53条第3項から第6項まで並びに前条第2項及び第3

項の規定は、支部審査会の組織及び運営について準用する。
この場合において、…『委員会議』とあるのは『支部審査会』と読み替える…」

地方公務員災害補償制度

53条3項～6項(審査会の組織)

3項 「委員の任期は、**3年**とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」

4項⁵¹ 「委員は、**再任**されることができる。」

5項 「審査会に**会長**を置き、**委員の互選**によりこれを定める。」

6項 「会長は、会務を総理する。会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。」

地方公務員災害補償制度

54条(委員会会議)

2項「委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。」

⁵²3項「委員会会議の議事は、出席委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。」



地方公務員災害補償制度

地方公務員災害補償基金業務規程

規程54条(意見の陳述等)

「審査会参加は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。」
53

規程55条1項(支部審査会参加の指名等)

「支部長は、地方公務員災害補償基金支部審査会(…)に対する審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各2人を、あらかじめ指名するものとする。」

地方公務員災害補償制度

規程55条2項

「第52条第2項、第53条及び前条の規定は、前項の規定により指名された者について準用する。この場合において、第52条第2項中『審査会参与』とあるのは『支部審査会参与』と、第53条中『審査会』とあるのは『支部審査会』と、『再審査請求』とあるのは『審査請求』と、『審査会参与』とあるのは『支部審査会参与』と、前条中『審査会参与』とあるのは『支部審査会参与』と、それぞれ読み替えるものとする。」

地方公務員災害補償制度

(審査会参与の指名等)

規程52条1項

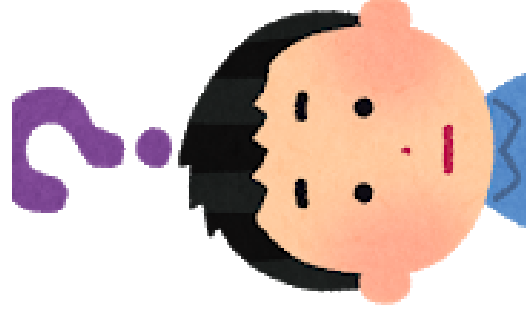
「理事長は、地方公務員災害補償基金審査会(・・・)に対する再審査請求の審理に際し、意見を述べることができる地方公共団体の当局又は地方独立行政法人を代表する者及び職員を代表する者各6人を、あらかじめ指名するものとする。」

規程52条2項

「前項の規定により指名された者(・・・)は、指名の日から二年(補欠の場合においては、残余の期間)を経過した後において、新たに審査会参与が指名されたときは、その地位を失うものとする。」

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割



地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

地公災制度の問題点

① 申請・調査の問題点

申請～**任命権者**を經由して支部長に申請(施行規則30条1項)

調査～地公災→**任命権者**→所属長へ調査依頼
所属長→**任命権者**→地公災へ回答

調査の長時間化

任命権者・所属長による妨害のおそれ

※公務災害認定請求書の欄外の注意事項

「*3所属部長の長の証明」の欄の証明が困難である場合の取扱いは、地方公務員災害補償基金に相談すること。」

地公災制度の問題点と 労働者側参与の役割

② 認定までの長期間化の問題点

I 原因

2重の審査請求前置主義(→改正)

申請・調査の問題点件数の膨大化

II 標準処理期間

●法律～行政事件手続法6条

「行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間(…)を定めよう努めるとともに…」

●通達

標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について(平成6年11月1日地基企第55号)

地公災制度の問題点と労働者側参与の役割

標準処理期間一覧

(単位：月)

補償の種類	決定内容	任命権者における標準処理期間	基金における標準処理期間	全体の標準処理期間
療養補償 及び 休業補償	当初の支給(不支給)決定(負傷)	1	1	2
	当初の支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等)	2	4	6
	当初の支給(不支給)決定(精神疾病)	2	6	8
	2回目以降の支給(不支給)決定			1
障害補償	支給(不支給)決定			4
	当初の支給(不支給)決定			4
介護補償	2回目以降の支給(不支給)決定			1
	支給(不支給)決定(負傷による死亡)	2	2	4
遺族補償 及び 葬祭補償	支給(不支給)決定(負傷に起因する疾病等と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	4	6
	支給(不支給)決定(精神疾病と相当因果関係をもって生じた死亡)	2	6	8

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

行政不服審査法16条

「…審査請求がその事務所に到達してから当該審査請求に対する裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努める…」

●行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償基金
支部審査会の標準審査期間について(令和6年3月14日現在)

東京都支部審査会 12か月

神奈川県支部審査会 18か月

<https://www.chikousai.go.jp/gyoumu/fufuku/kikan-sibu.pdf>

●行政不服審査法第16条の規定に基づく地方公務員災害補償基金
審査会の標準審査期間について(令和2年4月1日現在)

標準処理期間 12か月

<https://www.chikousai.go.jp/gyoumu/fufuku/kikan-honbu.pdf>

地公災制度の問題点と 労働者側参与の役割

③ 立証の問題

立証責任は被災者側にある

特に、脳心臓疾患・精神疾患に関する立証は困難を伴う。

労働組合としての運動方針

被災者立証制度の抜本的見直しをはかるとともに、地方公務員災害補償基金労働者側参与の学習と共有化を進める。

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

④理事長協議制度

特定の事項については、支部長が決定をする前に、決定案について、理事長と協議しなければならない

例)心・血管疾患及び脳血管疾患

精神疾患

石綿による疾病

⇒支部長と審査会は同じ判断になる可能性が高い
支部長の意見が覆る場合も

 支部審査会の重要性

地公災制度の問題点と労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(1)

本案の審理は、通常の場合、次のような過程を経る。

審査関係資料の収集及び検討・・・①

↓
支部審査会による調査(証拠調)・・・②

↓
口頭による意見陳述の聴取・・・③

↓
参与による意見陳述・・・④

↓
支部審査会による合議等・・・⑤

↓
審理手続の終結・・・⑥

↓
支部審査会による裁決書審理・・・⑦

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

審査請求事案の内容及び争点が一通り明確になつたときは、書記は、審査請求人及び支部長から提出された書類並びに支部審査会が収集した書類を整理し、審査資料を作成して、支部審査会委員及び参与に配布する。




地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(2)

「審査会参与は、審理期日に出頭して**意見を述べ、又は意見書を提出することができる。**」



- 提出されている資料の読み込み
- 資料と認定基準の対照
- 独自の調査
- 口頭意見陳述での質問
- 意見書の提出も検討

地公災制度の問題点と 労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(3)

例えば…

① 請求人に弁護士等の代理人がついている場合



あらかじめ代理人と打合せを行い、具体的な争点を把握する&争点についての請求人の考えを把握する

② 請求人に代理人がついていない場合



資料から読み取れる事実と認定基準のズレがあるか確認する&ズレについて口頭意見陳述などで確認の質問をする

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

③労働の実態を委員に伝える

委員—学識経験を有する者→労働実態が分かっているとは限らない

労働者側参与—職員の代表→労働実態が分かっている(ことが前提)

- 
- 口頭意見陳述の際に、質問という形で
 - 委員に意見・意見書を出すという形で

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

④ 「公務災害認定への取り組みマニュアル」より(要約)

- **口頭意見陳述**の際、**質問**を通じて支部審査委員に争点を整理し、明確にさせる。
- 基金の専門員(医師)と主治医の意見が分かれている場合、**実際に診療している主治医の判断**を優先し、尊重させるよう主張していく。
- 参与の意見書作成にあたっては、**協力的な医師や弁護士との連携**により認定基準をクリアできるように立証していく。
- **実際に現場(職場)を訪問**し、問題点を組合員とともに**検証**した⁶⁰り、資料収集や**鑑定**等を基金に促し、現場実態を浮上させる。
- **認定基準の改善**と**弾力的運用**を求めていく(運動論)。

地公災制度の問題点と労働者側参与の役割

法令通達の理解

労働者側参与の役割(4)

地方公務員災害補償基金
Fund for Local Government Employees' Accident Compensation

基金の業務

法令通達・様式集

地方公務員災害補償基金は、公務上の災害又は通勤による災害を受けた地方公共団体等の職員に対し、地方公務員災害補償法に定める補償を実施し、並びに職員の社会復帰の促進、職員及びその遺族の援護、公務上の災害防止に関する活動に対する援助その他の職員及びその遺族の福祉に必要な事業を行う地方共同法人です。

基金に対する公務災害、通勤災害の認定請求や補償の請求等に当たり、ご不明な点がある場合は、[基金各支部又は基金本部](#)へご相談下さい。

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(4)

法令・通達の理解

地方公務員災害補償基金
Fund for Local Government Employees' Accident Compensation

ホーム | 更新情報 | アクセス・連絡先 | サイトマップ

文字サイズ: 小 | 標準 | 大

基金の業務 | 法人情報等 | 法令通達・様式集

▶ 法令通達・様式集

- ▶ 関係法令・告示等
- ▶ 定款・規程等
- ▶ 通達(認定)

▶ 通達(平均給与額)	▶ 通達(障害補償年金前払一時金)
▶ 通達(療養補償)	▶ 通達(遺族補償年金前払一時金)
▶ 通達(休業補償)	▶ 通達(時効)
▶ 通達(傷病補償年金)	▶ 通達(他法調整)
▶ 通達(障害補償)	▶ 通達(端数処理)
▶ 通達等(補償)	▶ 通達(年金関係事務処理)

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(4)

法令・通達の理解

The screenshot shows the website for the Local Government Employees' Accident Compensation Fund. The page is in Japanese and features a navigation menu with options like 'Home', 'Update Information', 'Access/Contact', and 'Site Map'. The main content area is titled 'Regulations and Notices' (通達(認定)) and lists several items, including a notice regarding the disaster compensation standard for the 153rd Earthquake (平成15年9月24日地震補第153号) and a notice regarding the implementation of the disaster compensation standard for the 244th Earthquake (昭和49年5月28日地震補第244号). The page also includes a search bar, a language selector, and a footer with the date 2024/04/08 and time 22:59.

地方公務員災害補償基金
Fund for Local Government Employees' Accident Compensation

ホーム | 更新情報 | アクセス・連絡先 | サイトマップ

文字サイズ | 小 | 標準 | 大

法令通達・様式集

法人情報等

基金の業務

トップページ > 法令通達・様式集 > 通達(認定)

通達(認定)

- 公務上の災害の認定基準について(平成15年9月24日地震補第153号)[PDF]
- 「職務の遂行に通常伴うと認められる合理的な行為」の取扱いについて(昭和49年5月28日地震補第244号)[PDF]
- 出勤又は退勤の途上において職員が受けた災害の公務上外の認定について(昭和48年11月26日地震補第541号)[PDF]

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(4)

法令・通達の理解

地公災基金 - 検索 × | 通達(認定) | 地方公務員災害補償 × | 十 | <https://www.chikousai.go.jp/reiki/tuutatu-nintei/tuutatu-nintei.php>

- ▶ [レクリエーションに参加中の職員が受けた災害の公務上外の認定について\(昭和48年11月26日地基補第542号\)](#) [PDF]
- ▶ [放射線障害の公務災害の認定について\(昭和57年11月26日地基補第328号\)](#) [PDF]
- ▶ [「放射線障害の公務災害の認定について」の実施について\(昭和57年11月26日地基補第329号\)](#) [PDF]
- ▶ [腰痛の公務上外の認定について\(昭和52年2月14日地基補第67号\)](#) [PDF]
- ▶ [「腰痛の公務上外の認定について」の実施について\(昭和52年2月14日地基補第68号\)](#) [PDF]
- ▶ [上肢業務に基づく疾病の取扱いについて\(平成9年4月1日地基補第103号\)](#) [PDF]
- ▶ [「上肢業務に基づく疾病の取扱いについて」の実施について\(平成9年4月1日地基補第104号\)](#) [PDF]
- ▶ [石綿による疾病の公務災害の認定について\(平成21年6月1日地基補第161号\)](#) [PDF]
- ▶ [\(参考\)石綿による疾病の認定基準について\(平成24年3月29日基発0329第2号\)](#) [PDF]
- ▶ [心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について\(令和3年9月15日地基補第260号\)](#) [PDF]
- ▶ [「心・血管疾患及び脳血管疾患の公務上の災害の認定について」の実施及び公務起因性判断のための調査事項について\(令和3年9月15日地基補第261号\)](#) [PDF]
- ▶ [精神疾患等の公務災害の認定について\(平成24年3月16日地基補第61号\)](#) [PDF]

> 通達等(補償)
> 通達等(その他)
> 様式

地公災制度の問題点と

労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(4)

法令・通達の理解

The screenshot shows a web browser window with a list of links. The browser's address bar displays the URL: <https://www.chikousai.go.jp/reiki/tuutatu-nintei/tuutatu-nintei.php>. The list of links includes:

- ▶ [「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について\(平成24年3月16日地基補第62号\)](#)[PDF]
- ▶ [精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について\(平成24年3月16日地基補第63号\)](#)[PDF]
- ▶ [潜在性結核感染症の取扱いについて\(平成24年11月20日地基補第299号\)](#)[PDF]
- ▶ [「通勤」の範囲の取扱いについて\(昭和62年5月20日地基補第81号\)](#)[PDF]
- ▶ [傷病等級の決定について\(昭和52年6月10日地基補第296号\)](#)[PDF]
- ▶ [傷病等級の決定に係る事務の適正化について\(平成8年8月1日地基補第232号\)](#)[PDF]
- ▶ [障害等級の決定について\(昭和51年10月29日地基補第599号\)](#)[PDF]
- ▶ [障害等級の決定に係る事務の適正化について\(平成8年8月1日地基補第233号\)](#)[PDF]
- ▶ [神経系統の機能又は精神の障害の認定と等級決定に関する調査事項並びに医学的資料及び医療機関の意見書等の収集について\(平成16年3月12日地基補第54号\)](#)[PDF]
- ▶ [MRI、CT等の検査により脳損傷を示す画像所見が認められない高次脳機能障害の障害等級の決定について\(平成25年9月6日地基補第236号\)](#)[PDF]
- ▶ [休業補償、傷病補償年金又は障害補償の制限について\(平成7年9月1日地基補第158号\)](#)[PDF]
- ▶ [特殊公務災害補償及び国際緊急救助活動特別災害補償事務取扱要領\(平成6年7月6日理事長決定\)](#)[PDF]

地公災制度の問題点と 労働者側参与の役割

労働者側参与の役割(4)

法令・通達の理解

The screenshot shows a web browser window displaying a page from the Chikoku Foundation website. The browser's address bar shows the URL: <https://www.chikokusai.go.jp/reiki/tuutatu-ninteitai/tuutatu-ninteitai.php>. The page content includes a list of links and two explanatory notes.

- [支部長から理事長に協議すべき事項の指定について\(昭和42年12月1日地基第5号\)\[PDF\]](#)
- [支部署長から補償課長に照会すべき事項の指定について\(平成21年6月1日地基補第162号\)\[PDF\]](#)
- [公務外認定事業等に係る医学的資料の保全及びエックス線写真、コンピューター断層写真、磁気共鳴画像等の保管について\(平成9年1月14日地基補第4号\)\[PDF\]](#)

※法律・政令・府省令は電子政府の総合窓口e-govへリンクしているものがあります。
※地方公務員災害補償基金が発出している通達等のすべてを網羅しているものではありません。

Navigation menu (bottom right):

- 基金からのお知らせ
- 基金支部一覧
- 関係機関リンク
- 基金ホームページについて
- 個人情報保護について

Contact information (bottom right):

地方公務員災害補償基金
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー8階
法人番号9010005002577
▶ アクセス・連絡先 ▶ お問い合わせ

実践編(怪我の事案)

【設例】

保育園の50代保育士。
運動会の競技応援中に左足を負傷。
靭帯損傷、半月板損傷。
支部段階では、本人に基礎疾患があったとして、
公務外認定。

実践編(怪我の事案)

【公務外とされた理由】

- 動作に過重性が認められない。
- 本人の基礎疾患の存在。

⇒ **公務起因性がない**

※ 動作の加重性の有無については、災害発生状況見取図の書き方の影響があるか？

実践編(怪我の事案)

【本人・代理人の活動方針・1】

- 動作の過重性の主張立証
 - 同種事案の調査
 - 動作の加重性立証
 - ・ 動作を動画撮影&書証化
 - ・ 口頭意見陳述での再現

実践編(怪我の事案)

【本人・代理人の活動方針・2】

- 基礎疾患は不存在OR無関係
 - 主治医の意見聴取
 - 主治医の意見書
 - 基礎疾患(不存在・無関係)について主張
- ※ 主治医が非協力的な場合はセカンドオピニオン

実践編(怪我の事案)

【参与との関わり等】

- 争点の説明
- 口頭意見陳述での争点の明確化
 - 本人・代理人に対する質問
 - 現場の業務の加重性の確認等

実践編(怪我の事案)

【裁決】

靱帯損傷 → 処分取消し(公務上)

半月板損傷 → 棄却(公務外)

実践編（精神疾患の自死事案）

【設例】

30代の組合員が駅のホームから電車に飛び込んで自死。

当該組合員の妻から組合に対して、「夫は死亡直前、ぼーっとすることが多く、あまり眠れていないようだった」「残業が多く、帰宅するのは、毎日午後11時頃だった。休日出勤も多かった。家でも持ち帰り残業をしていたようだった」との相談。

組合は、組合員の遺族救済と過労自死再発防止のために、公務災害認定の手伝いを行おうと思った。

組合にどのようなことができるのか…？

★主に組合用に作成したのですが、参与にも参考になる
と思います掲載しました★

実践編（精神疾患の自死事案）

必ず参考にするもの（地公災基金のHPにリンクあり）

- 精神疾患等の公務災害の認定について(平成24年3月16日地基補第61号)
- 「精神疾患等の公務災害の認定について」の実施について(平成24年3月16日地基補第62号)
- 精神疾患等の公務起因性判断のための調査要領について(平成24年3月16日地基補第63号)

実践編（精神疾患の自死事案）

1 認定要件

① 精神疾患の発症

② 対象疾病発症前のおおむね6か月の間に、業務による強度の精神的又は肉体的負荷を受けたことが認められること。

③ 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと。

2 ① 精神疾患の発症

- 主としてICD-10（国際疾病分類第10版）のF2からF4までに分類される精神疾患

→ICD10は組合事務所に置いておく

84

- DSMが否定されるわけではない（「実施について」）
（DSM＝精神障害の診断と統計マニュアル）

- 被災者が精神科に通院していた場合

主治医の診断書、意見書。被災職員の肉体的・精神的
不調和の状況の書面化（**遺族・職場同僚への聴き取り**）
組合の出番！）

※発症日や治癒の有無について要注意（→後述）

実践編（精神疾患の自死事案）

- 精神科に通院していなかった場合
→あきらめない！！
被災職員の肉体的・精神的不調和の状況の書面化
（遺族・職場同僚への聴き取り→組合の出番！）
※ICD-10を意識する
※発症日や治癒の有無について要注意
※精神科医の意見書も検討する（心理学的剖検）
→参与も上記の点を意識して、口頭意見陳述の質問や委員への意見を行う

実践編（精神疾患の自死事案）

意見書・陳述書作成の際のポイント！

※発症日や治癒の有無についての注意点

- 発症後増悪との関係
 - … 過重業務後に発症して自死→公務上認定されやすい
 - … 発症後に過重業務があつて重症化して自死→認定されにくい
- 治癒との関係
 - … 発症後に治癒して過重業務で再度発症して自死→認定されやすい
 - … 過重業務後に発症したが治癒した後に自死→認定されない

→ 参与も上記の点を意識して、口頭意見陳述の質問や委員への意見を行

う

実践編（精神疾患の自死事案）

※ICD-10を意識した聴き取りの必要性

例：中等症うつ病エピソード

- ①抑うつ気分、②興味と喜びの喪失、③易疲労性

→2つ

- ①集中力と注意力の減退、②自己評価と自信の低下、③罪責感と無価値観、④将来に対する希望のない悲観的な見方、⑤自傷あるいは自殺の観念や行為、⑥睡眠障害、⑦食欲不振

→3つ

- 2週間継続

実践編（精神疾患の自死事案）

3 ② …業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたこと…

精神的又は肉体的負荷の検討

(1) 人の生命にかかわる事故への遭遇
または

(2) その他強度の精神的又は肉体的負荷
を与える事象

実践編（精神疾患の自死事案）

別表 業務負荷の分析表（第1次改正・一部、第3次改正・一部）

業務負荷の類型	出来事例	過重な負荷となる可能性のある業務例	着眼する要素
1 異常な出来事への遭遇	・公務上で重大な疾病や大きなけがをした ・職場で悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした ・職場での事故で障害が残った	<p>過重な負荷となる可能性のある業務例</p> <p>○精神的に錯乱した患者から暴行を受け負傷した場合</p> <p>○児童・生徒から激しい暴行を受け負傷した場合</p> <p>○乗客から激しい暴行を受け負傷した場合</p>	<p>着眼する要素</p> <p>○出来事の異常性の度 ・通常想定される範囲を超えるか否か ・暴行等の程度、暴行等を受けた時の状況、時間的な長さ、相手の精神状況、相手との体格の違い ・事故・災害の内容、事故・災害に遭った時の状況、被害の程度 ○本人の覚醒、恐怖、混乱の度 ・出来事に自合の程度か否か（本人の覚醒等が、暴行等又は事故・災害の内容等に見合った程度のものかどうかを含む）</p>
		○住民から激しい暴行を受け負傷した場合	
		○住民から激しい脅迫を受けた場合	
		○事故により、人体に極めて危険なウイルスに感染し、かつ治療が非常に困難である場合	
		○児童・生徒の悲惨な事故死に遭遇した場合	
		○患者の事故死に直接関与した場合	
		○救助活動の際に、悲惨な現場に遭遇した場合	
		○乗っていた船が沈没するなど、大規模な事故に遭遇した場合	
		○転落事故等に遭い、負傷した場合	
		○大型の災害に伴う二次災害回避のための対応を行う必要が生じた場合	

実践編(精神疾患の自死事案)

<p>2. 仕事の量・内容</p> <p>(1) 仕事の量・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の創設等に携わった ・重大事故・大規模災害の調査、復旧作業等に従事した ・困難な対外折衝等を行った ・社会問題化した事態に対処した ・住民生活に直接影響を与える業務に従事した ・住民の生命に直結する業務に従事した 	<ul style="list-style-type: none"> ○新制度の創設、大規模な行事・イベント等の開催準備・運営などのため一定期間昼夜の別なく集中的に携わった場合 ○その成否が住民生活等に大きな影響を及ぼす対外的な折衝に直接責任者として対応し精神的緊張を強いられた場合 ○立場の異なる国の機関、他の地方公共団体及び関係団体等との間に立つて一定の方針を押し出すための説得、調整の作業に従事した場合 ○高度な調査技術が必要とされる運法行為の調査などの業務に従事し、関係者と軋轢を生じざるを得ない対応のあった場合 ○大規模な公共事業プロジェクトの執行に関し、利害の異なる関係者間の調整が建設的であると困難な事態に直面することとなった場合 ○住民の生命財産等に関わる業務の処理のため、限られた期間内に、大量の作業を行わなければならない場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○業務の種類・密度 ○新制度の創設、事故への対応等日常的でない出来事の有無 ○職場で同様の業務を行っている職員との業務量の比較 ○業務の質との比較 ○業務の重さ水準と本人の処理能力・業務経験とのギャップ ○処理期間の有無 ○処理期間に余裕がない場合の影響 ○責任の軽重 ○業務の執行体制(集団体制、専任制の別) ○仕事の成否の重大性 ○精神的緊張の大小 ○緊張の程度、持続期間 ○裁量性の有無 ○他律的な業務か否か
<p>(2) 仕事の量・内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急的な業務のため、休日勤務や深夜勤務を含む長時間勤務を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ○事故、災害への対応等行政上の必要から、集中的な対応を求められる業務のため、長時間勤務が続き、生理的に必要な最小限の睡眠時間が確保できなかった場合 ○各部署の作成、対外折衝等の対応が長時間となり、密度の高い時間外勤務、深夜勤務、休日出勤が続き、長期にわたり、蓄積した疲労の回復ができなかった場合 ○補正予算の成立に伴う事業執行計画の急な変更に伴い、作業工程の変更、必要なアワーが取れない他の膨大な作業が一時期に集中した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間数 ○残業発生前(6か月)間の時間外勤務、休日勤務、深夜勤務の時間数 ○業務量の相対的比較 ○職場で同様の業務を行っている職員との比較 ○睡眠・休憩時間の確保 ○心身の疲労の蓄積をさせない程度の睡眠・休息がとれているか否か ○勤務間インターバルの状況
<p>(3) 勤務形態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期間にわたり宿泊を伴う出張に従事した ・休日や勤務時間外に緊急の呼び出しを受けた 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の生命財産等に関わる救急、消防業務のため、勤務時間外に扱い、も不規則的な対応を求められることが相当の頻度であった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務の体制 ○交代制、交代勤務の状況 ○出張や責任の有無 ○深夜勤務、休日勤務の有無と回数、止落の勤務時間外の緊急対応の有無
<p>3. 役割・地位等の変化</p> <p>(1) 異動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁忙部署に異動した ・専門知識を必要とする業務に未経験者として従事した ・初めての勤務地に単身で赴任し、生活環境が大きく変わった 	<ul style="list-style-type: none"> ○行政事務のシステム化に関する不慣れたコトエニュー業務に異動し、頻発するトラブルへの対応に追われた場合 ○配属先で重責を担いながら、業務知識・経験の乏しさを期待された役割が果たせず厳しい状況に置かれた場合 ○異動時に繁忙期であったため、業務知識の習得を行う時間が確保できないまま、日々の差し迫った対応を求められる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○職務内容の変化の度 ○職場の一般的な異動が抜擢人事か ○異動前の業務と比較して、職務内容の困難性、業務量が増大したか ○現業部門から予算業務の統括部門、企画・立案部門への異動等 ○職務の困難性と適応能力、経験と仕事のギャップ ○異動先業務の困難度と本人の能力・経験等との比較 ○勤務環境、生活環境等の変化の度 ○異動・単身赴任の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで経験したことのないような高度な企画、立案業務又は予算、事業のとりまとめ調整業務に従事することとなった場合 	

実践編 (精神疾患の自死事案)

<p>②昇任</p>	<p>・昇任ある地位に就いたが 職責を果たせなかった</p>	<p>○初めて管理職になり、業務・人事管理の責任に加え、困難な感案事項の処理を期待された場合 ○専門技術的な業務に従事する職員が、昇進等に伴い、新規事業の予算変更、組織改組など不慣れた組織マネジメントの困難な業務に従事することとなった場合</p>	<p>○業務困難性の変化の度 ・昇任後の業務の困難度と本人の能力・経験値との格差の度 ○昇任の強制的な度 ・職場の組織的変動が非個人事か ・昇任後の地位・役割の重要度</p>
<p>4 業務の執行体制</p>	<p>・組織の合理化等により部下が減り、業務が繁忙になった ・業務を一任されて一定の成果を要求された ・業務の過重を断したが、配慮されなかった</p>	<p>○上司等の繁忙又は特定の専門知識を要する事情のため、業務の幅みを相談できず、困難な事項を打開できない状態が続いた場合 ○仕事の要求水準に処理能力が達せず、適応性、能力解の無理のある状況で、当局が配慮や軽減措置を講じなかった場合 ○新任者でありながら業務経験を有している者と同様の対応を求められ、厳しい指導や注意を受け、反面、フォローが十分でなかった場合</p>	<p>○仕事の要求水準が一時的に求められる処理能力を超えた過大なものかどうか ○本人に特に負担のかかる事情の有無 ○スタッフの本職と異動 ・組織の合理化に伴う定員の削減 ・併任体制による本人の業務負担 ○業務上の課題等の相談・サポート体制 ・業務上の幅みを周囲の業務繁忙、専門分野の違い等で一人で抱え込むなどの事情の有無 ○連帯する業務負担を抱えた職員の状況に対する当局の理解の妥当性の対応 ・仕事のやりかたの意思の疎通 ・応援体制の確立等の措置や配慮の有無</p>
<p>5 仕事の失敗、責任問題の発生 (1)仕事の失敗</p>	<p>・業務に支障を生じさせた失敗をした ・失敗の責任を厳しく問われた</p>	<p>○社会的な関心を持たれる案件の処理で対応を誤り、行政に対する住民の信頼を低下させた場合 ○繁忙業務を任せられた部下職員が自殺した場合、管理監督責任を問われた場合</p>	<p>○失敗の程度 ・日常的なものか否か、問題化するような大きなミスか否か ○失敗への本人の関与の程度 ・失敗の原因 ・本人の過失の程度 ・此直、懲戒処分等、責任をとるようこ問われたか ○損害の発生と程度 ・業務への支障の有無 ・対外的影響 ・フォローの余地</p>
<p>②不祥事 の発生と対処</p>	<p>・行政上の不祥事が発生し、責任を追及された ・担当者として事態の収拾に当たった</p>	<p>○大きな不祥事が発生し、社会的な批判を受ける中、責任者として事後的な対応に追われた場合</p>	<p>○事態の重大性の程度 ・社会的影響の有無 ・業務支障の有無 ・対応に責任者としての対応を求められたか否か ○関係者の取捨選択の内容 ・関係者への謝罪 ・捜査機関への対応等</p>
<p>6 対人関係等の職場環境 (1)ハワーハラメント</p>	<p>・上司等から身体的攻撃、精神的攻撃等のハワーハラメントを受けた ※性的指向・性自認に関するものを含む。</p>	<p>○上司等から治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合 ○上司等から暴行等の身体的攻撃を執拗に受けた場合 ○上司等による次のような精神的攻撃が執拗に行われた場合 ・人格や個性を否定するような、業務上明らかに必要性がない又は業務の目的を大きく超越した精神的攻撃 ・必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の職員の前における大声での叱責的な叱責など、懲罰的手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</p>	<p>○ハワーハラメントの状況 ・被災職員と行為者の職務上の関係 ・指導・叱責等の言動に至る経緯や状況 ・身体的攻撃、精神的攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、恩の返答等との執拗性の状況 ・回復・継続など執拗性の状況 ・勤務環境を歪ませる程度 ・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</p>

実践編(精神疾患の自死事案)

<p>(2)職場でのトラブ</p>	<p>・同僚等からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた ※性的指向・性自認に関するものを含む。</p>	<p>○同僚等から人格や人間性を否定するような言動を執拗に受けた場合 ○同僚等から治療を要する程度の暴行等を受けた場合 ○同僚等から暴行等を執拗に受けた場合 ○同僚等から嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた場合であって、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合</p>	<p>○職場での嫌がらせ等の状況 ・被災職員と行為者との職務上の関係 ・嫌がらせ等の有無、内容、程度等、反復・継続など執拗性の状況 ・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</p>
<p>(3)セクシュアルハラスメント</p>	<p>・上司、同僚又は部下との間でトラブがあった ・セクシュアルハラスメントを受けた ※性的指向・性自認に関するものを含む。</p>	<p>○業務をめぐり方針等において、周囲からも客観的に認識されるような激しい対立が上司等との間に生じ、その後の業務に大きな支障を来した場合</p>	<p>○職場でのトラブの状況 ・被災職員と行為者との職務上の関係 ・トラブの原因、内容、程度等、継続状況 ・トラブ後の業務への支障 ・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</p>
<p>7 住民等との公務上での関係</p>	<p>・公務に関連し、住民からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた ・保護者からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた ・児童・生徒との間でトラブがあった</p>	<p>○上司等から執拗にセクシュアルハラスメントを受け、止めるように頼んでも無視される状態が一定期間続いた場合 ○セクシュアルハラスメントを受けた場合であって、当局に相談したものの適切な対応がなく、改善されなかった場合</p>	<p>○セクシュアルハラスメントの状況 ・セクシュアルハラスメントの有無、内容、程度等、継続状況 ・セクシュアルハラスメントによる業務への支障 ・職場の人間関係への影響等 ・当局の対応の有無・内容、その後の改善状況</p>
<p>7 住民等との公務上での関係</p>	<p>・公務に関連し、住民からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた ・保護者からひどい嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた ・児童・生徒との間でトラブがあった</p>	<p>○住民から人格や人間性を否定するような嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合 ○保護者から人格や人間性を否定するような嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた場合 ○周囲のサポートが不十分な中、問題のある生徒の行動の改善や困難なクラス運営への対応に当たらなければならなかった場合</p>	<p>○住民等とのトラブの状況 ・トラブ等の有無、その程度・内容(住民・保護者等の言動及び学級運営の困難さ等の程度・内容を含む)、継続期間 ・周囲の反応 ・当局の対応</p>

実践編（精神疾患の自死事案）

過重な負荷となる可能性がある業務例について検討

- 発症直前の1か月におおむね160時間を超えるような、又は発症直前の3週間におおむね120時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合（手待時間が多い等の勤務密度が特に低い場合を除く。）
- 発症直前の連続した2か月間に1月当たりおおむね120時間以上の、又は発症直前の連続した3か月間に1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合
- 発症直前の1か月以上の長期間にわたって、質的に過重な業務を行ったこと等により、1月当たりおおむね100時間以上の時間外勤務を行ったと認められる場合

実践編（精神疾患の自死事案）

時間外勤務（「実施について」）

時間外勤務命令を受けて行った業務

それ以外でもその必要性、内容、時間等を在庁記録や同僚証言等の客観的な根拠によって判断できるものは、・・・業務による負荷の評価の対象にすることができる

→ **参与も上記の点を意識して、口頭意見陳述の質問や委員への意見を行う**

時間外勤務を確認するための資料収集→組合の出番！

- 時間外勤務命令簿・時間外勤務報告書、タイムカード、警備日誌、鍵の受け渡し簿（「調査要領」参照）
 - その他（パソコンのログ、被災職員のスマホPC内の情報、家族・同僚の証言、日記等）
 - 具体的成果物（自宅作業の場合）
- ※ 想像力を働かせる→この業務ならばこのような資料があるので
は・・・

実践編（精神疾患の自死事案）

資料入手方法

- i. 当局の担当部署と交渉して提出してもらおう→組合の出番！
- ii. 情報開示請求を行う（民間労災との違い）
「調査要領」記載の資料やPCログ
- iii. 遺族に確認してもらおう
- iv. スマホ・PC内の情報、家族の証言、日記等
同僚に協力してもらおう→組合の出番！
同僚の証言（業務内容や労働時間を意識）
- v. 証拠保全を行う（弁護士の方を借りる）
公務災害の場合はやらなくてもよい場合も多い？
- vi. 第三者委員会による調査？

実践編（精神疾患の自死事案）

4 ③ 業務以外の負荷及び個体側要因により対象疾病を発症したとは認められないこと

- 業務以外の負荷の検討
対象疾病発症前のおおむね6か月の間
被災職員自身の出来事、被災職員の家族の出来事、金銭関係
等
- 個体側要因の検討
精神疾患の既往歴、社会適応状況における問題、アルコール等
・・・が客観的に対象疾病を発症させるおそれのある程度のもものと認められるか否か
→気にしすぎる必要はない

参考HP

地公災基金HP

<https://www.chikousai.go.jp/>

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会

<http://www.jalsha.or.jp/>

参考文献

「公務災害認定への取り組みマニュアル」



地方公務員災害補償基金名簿(自治労関係者)				
県本部	名 前	組織・役職名	名 前	組織・役職名
01北海道	瀧口 和成	北海道本部 副執行委員長		
03青森	根城 伸悦	青森県職員労働組合 中央執行委員長	千葉 敏彦	青森交通労働組合 執行委員長
04岩手	及川 隆浩(予定)	岩手県本部 執行委員長		
05宮城				
06秋田	小川 純	秋田県本部 中央執行委員長		
07山形	丹野 雅一	山形県職連合 中央執行委員長		
08福島	佐藤 寛喜	福島県職員連合労働組合 中央執行委員長		
09新潟	川崎 晃	新潟県本部 組織部長		
10群馬	飯島 潤治	自治労群馬県本部 書記長		
11栃木	増山 秀人	栃木県職員労働組合 中央執行委員長	大貫 晴彦	宇都宮市職員労働組合中 央執行委員長
12茨城	古渡 秀和	茨城県本部 書記長		
13埼玉				
14東京	和田 隆宏	都労連 委員長	多田 修一郎	東京清掃労働組合 委員長
15千葉	不在			
16神奈川	蓼沼 宏幸	神奈川県本部 中央執行委員長		
17山梨	松木 友幸	県職労 中央執行委員長		
18長野	西澤 忠司	長野県本部 中央執行委員長		
19富山	鴨野 浩一	富山県本部 執行委員長		
20石川	安田 和弘	石川県職員労働組合 中央執行委員長		
21福井	大嶋 智	福井県本部 執行委員長		
22静岡	伊藤 隆弘	静岡県職員組合 執行委員長		
23愛知	不在			
24岐阜	子安 英俊	岐阜県本部 中央執行委員長		
25三重	川合 利和	三重県本部 書記長		
26滋賀	不在			
27京都	不在			
28奈良	藤本 恵多	自治労・連合アドバイザー		
29和歌山	吉川 和孝	和歌山県職労 書記長		
30大阪	不在			
32兵庫	山下 忠之	兵庫県本部 執行委員長		

県本部	名 前	組織・役職名	名 前	組織・役職名
33岡山	柴田 真弘	岡山県本部 書記長		
34広島	神原 悦朗	広島県本部 副中央執行委員長		
35鳥取	小谷 怜	県職連合 現企労書記次長		
36島根	須田 晋次	島根県本部 執行委員長		
37山口	大森 正幸	山口県職員労働組合 執行委員長		
38香川	豊田 雅人	香川県職連合 委員長		
39徳島	多田 要	徳島県職連連合労組 委員長		
40愛媛	宇都宮 理	愛媛県本部 特別執行委員		
41高知	横山 浩司	高知県職連合 委員長		
42福岡	野田 和之	福岡県本部 執行委員長		
43佐賀	井上 次人	佐賀県本部 執行委員長		
44長崎	菊永 昌和	長崎県本部 執行委員長		
45大分	鹿嶋 秀和	大分県本部 書記長		
46宮崎	河内 文行	宮崎県職労 書記長		
47熊本	木村 光伸	県本部 執行委員長		
48鹿児島	片野坂 昭彦	鹿児島県本部 副執行委員長		
49沖縄	前底 伸幸	自治労沖縄県本部 執行委員長		
札幌市	太田 淳一	札幌市職組 執行委員長	瀧本 久也	札幌市労 執行委員長
仙台市			大場 政信	仙台市交通労働組合 執行委員長
新潟市	野村 祐行	新潟市職労 書記長		
さいたま市	國分 政義	さいたま市職労 委員長		
千葉市				
横浜市	高橋 雄二	自治労横浜市従労組 中央執行委員長		
川崎市	小川 大輔	川崎市職労 副中央執行委員長	山本 賢司	川崎下水労組 書記長
相模原市	武田 秀雄	相模原市職労 中央執行委員長		
名古屋市	松本 真実	自治労名古屋 副執行委員長	野田 雅彦	名古屋交通労働組合 副執行委員長
大阪市	下村 泰正	大阪市労連 書記長	西岡 泰輔	大阪市労連 書記次長
堺市	中野 正之	自治労堺市職員組合 委員長		
神戸市	小原 王之	神戸市従業員労働組合 執行委員長	五百旗頭 英裕	神戸交通労働組合 執行委員長
北九州市	松本 茂樹	北九州市職労 執行委員長		
福岡市	安倍 道治	自治労福岡市職労 執行委員長		
熊本市	大川 高司	熊本市役所職員組合 書記長		